

会員報告

障がい者差別解消法のセミナーに参加して

I・Y

障がい者権利条約が2014年に日本で効力が発生され、その後障がい者差別解消法が今年度の4月に施行されることで3月5日に岸和田市立波切ホールにて障がい者差別解消法のセミナーに参加してきました。第1部はDPI日本会議副議長の尾上浩二氏の「差別解消法について」の講演でした。最初に自分の学校時代の事を話されて、当時は先生が障がいがある生徒に対して差別をしていて、生徒が障がいがある生徒を助けていたという話は驚きでした。「設備、先生の援助、子供たちの手を借りない」との念書を条件に入学したにもかかわらず、生徒が自主的に行動に起こしたと話されて感動しました。今は生徒も先生も障がい児に対して理解があるようで安心しました。大阪では小、中学校でのエレベーター設置率が9割を超えているという話しも驚きでした。私が小、中学校のころには私の学校はもちろん近くの学校でも設置しているのは見たことがなかったです。障がい者が地域で自分らしく生きていける権利がある、対立するのではなく障がい者が共存していくという話は特に印象に残っています。第2部は障がい当事者の事例をもとにパネルディスカッションでした。合理的配慮の話で歩ける健常者には階段が最初からあるけどこれがロッククライミングしないと反対側のホームに行けないという状況だったら？という話をされて健常者には最初から配慮がされていると気づきました。障がい者が家から出てどこに行くにしても一人一人の配慮が分かってもらえれば助かるし、そうやってほしいと思いました。しかし配慮しすぎてそれをいやがる人もいるためこれは難しい問題だと思いました。

この差別解消法は本人、医療、施設、病院関係者などだけが理解するのではなくて社会全体に広めていくことがとても大切なんだと感じました。社会全体に広めていくためにこの法律をもっと勉強して社会全体に広げていこうと思います。

岸和田市立波切ホールに行くまでに階段昇降機に初めて乗りましたので紹介します。時間がす

ごくかかり、乗り心地はあまりよくなかったですし、ずり落ちてしまわないか怖かったです。今の時代、エレベーターの設置が当たり前になってきたこともあり、今回階段昇降機を使えたことはいい体験でした。



段差昇降機